

厚生労働省発医薬0201第85号
令和6年2月1日

薬事・食品衛生審議会
会長 奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、下記の1及び2の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 別添に掲げる化学物質に係る法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定について
- 2 別添に掲げる化学物質を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項の政令で定める製品、法第25条の政令で定める用途及び法第28条第2項の政令で定める製品の指定について

(別添)

番号	化学物質名
1	ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩
2	1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）
3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名8:2フルオロテロマーアルコール）
4	炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの